平成２５年（フ）第１７０号
山形市双月町260番地の２、前住所仙台市青葉区山手町11番２―309号
債務者　小玉　　愛
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７２号
山形市桜田南４番27号　リベール桜田Ｃ106号、前住所山形県東村山郡中山町大字長崎753番地７
債務者　柿崎　政一
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８３号
山形県西村山郡大江町大字三郷丙613番地、前住所山形県西村山郡大江町大字顔好甲379番地の１
債務者　渡邉みよ子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８４号
山形県尾花沢市大字名木沢874番地６、前住所山形県尾花沢市大字名木沢2337番地105
債務者　原田　雄基
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
山形市桧町４丁目９番24号　レジデンス静山103号、前住所山形市江南３丁目24番５号後藤アパート102号
債務者　後藤　秀幸
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
三重県伊勢市小俣町明野1747番地、前住所三重県伊勢市小俣町湯田100番地４
債務者　前川　敦子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
三重県志摩市志摩町和具570番地、前住所三重県志摩市志摩町越賀263番地２
債務者　塩本　忠紀
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３０８７号
大阪市北区天満橋２丁目３番10―1004号
債務者　淺田虎之助
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１６号
大阪市北区天満橋２丁目３番10―1004号
債務者　淺田　奈緒
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４７号
大阪府大東市灰塚６丁目４番７号　船本ハイツＣ棟203号、前住所大阪府四條畷市大字清瀧462番地の１　杉本ハイツ205
債務者　依藤　幸次
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００２号
大阪府摂津市正雀本町１丁目31番14―405号
債務者　檜垣　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３９号
大阪市西淀川区佃１丁目３番９号　セトル佃801号室
債務者　篠原　秀美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１６１号
大阪府東大阪市南四条町５番26号　シャルマンユカワ103号
債務者　後藤てつ子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９０号
大阪府門真市舟田町45番28号
債務者　小齋　　進
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４０３号
大阪府豊中市曽根西町１丁目７番２号
債務者　千代田　唯
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２９号
大阪府大阪市淀川区十八条３丁目19番18号
債務者　山口　慎一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５４号
大阪市中央区玉造１丁目13番３―201号
債務者　國本　照美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部